

# 教育旅行現地視察に係る経費支援要綱

公益社団法人和歌山県観光連盟

## (目的)

第1条 この事業は、公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が教育旅行関係者の現地視察に要する経費を支援することにより、本県修学旅行誘致の一層の促進を図ることを目的とする。なお、下見者への経費支援を活用できる組織は、法人格は問わないものの、体験プログラム（農林漁村での生活体験を含む。）に関して旅行会社と体験プログラム実施者間の仲介・調整する能力を有し、官民一体となって修学旅行誘致を推進する組織とする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
教育旅行	修学旅行や宿泊を伴う野外活動等、本県への誘致が地域振興に資する学校での特別活動
学校	学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校

## (対象経費)

第3条 支援の対象となる経費は以下のとおりとする。ただし、別途、観光連盟が負担する経費は除く。

- (1) 現地までの交通費実費（レンタカー含む）
- (2) 宿泊及び昼食費実費（和歌山県内での宿泊及び昼食に限る）
- (3) 体験及び施設利用に係る費用

## (対象団体及び対象人数)

第4条 支援の対象組織及び1回あたりの対象人数は以下のとおりとする。ただし、対象人数を超える場合は、事前に公益社団法人和歌山県観光連盟会長（以下「会長」という。）に協議すること。

- (1) 旅行会社の支店単位での現地視察の場合・・・2名まで
- (2) 旅行会社営業本部等が実施する現地研修会の場合・・・6名まで
- (3) 学校（教員・事務局職員）及び保護者役員の現地視察の場合・・・6名まで
- (4) 学校関係者で構成する団体の現地視察の場合・・・6名まで

2 前項の対象人数を超える旨、対象者から協議があった場合、会長は協議内容を審査し、真に本県の修学旅行誘致に資すると認める場合は、支援の対象とすることができる。

## (支援金額)

第5条 支援金額は、対象組織の住所に応じた以下の金額を上限とし、視察に要した実費とする。ただし、予算の範囲内とする。

- (1) 首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、山梨、静岡、長野、新潟）1人あたり6万円
- (2) 中京圏（岐阜、愛知、富山、石川、福井）1人あたり3万円
- (3) 中国圏（広島、岡山、山口、鳥取、島根）1人あたり3万円
- (4) 近畿圏（大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、三重）1人あたり2万円

- (5) 九州圏（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）1人あたり6万円
- (6) その他地域・・・会長が認めた額。

（支援に係る手続）

第6条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に会長と協議した上で、経費支援申請書（別記1号様式）に以下の書類を添付して会長に届けなければならない。

- (1) 支援対象となる視察行程表
- (2) 教育旅行の実施及び行程案が決定している場合は、その行程表
- (3) 視察に要する経費の見積書

2 申請者は、原則として対象団体の長でなければならない。

3 会長は内容を審査し、支援の可否について申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第7条 支援の承認を受けた者は、対象となった視察が終了した後、遅滞なく実績報告書（別記2号様式）に以下の書類を添付して会長に届けなければならない。

(1) 視察結果に基づいた行程表

(2) 視察に要した経費に係る旅行証明書

(3) 視察に要する経費の請求書

(4) 方面検討中の場合、支援の承認を受けた者が有する教育旅行に係る情報等で会長が必要と認めるもの

2 会長は前項の書類内容を審査し、適当と認める場合は支援金額の確定を通知しなければならない。

（支援金の請求）

第8条 前条の規定による支援金額の確定を受けた者は、支援金の請求をすることができる。

2 会長は記載事項等が適正な請求書を受理した場合、遅滞なく支払いを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成23年12月12日から施行する

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する（一部改正）

附 則

この要綱は、平成24年8月23日から施行する（一部改正）

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する（一部改正）

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する（一部改正）

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する（一部改正）

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する（一部改正）